

セーレン・ドリームアリーナ（福井県営体育館）メインアリーナ
壁面広告掲出事業 仕様書

1 広告掲出施設の概要

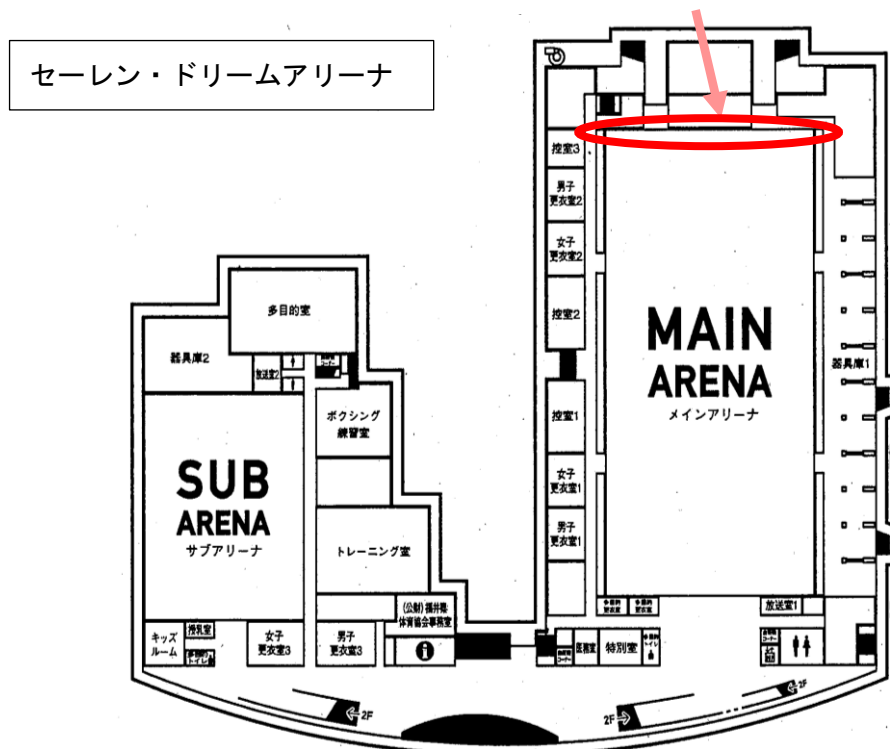
- (1) 名称：セーレン・ドリームアリーナ（福井県営体育館）
- (2) 住所：福井県福井市福町 3-20 （福井運動公園内）
- (3) 施設概要：延床面積 約 13,900 m²
建物高さ 約 17m
メインアリーナ 約 3,000 m²
サブアリーナ 約 1,000 m²
付属施設 ボクシング室、トレーニング室、多目的室 等
- (4) 収容人数：メインアリーナ観覧席 2階固定席…2,500席、1階可動席…1,500席
サブアリーナ観覧席 2階固定席…200席
- (5) 利用者数（体育館全体の利用者延べ数、観客数を含む）

| | 体育館全体の利用者数 | メインアリーナの利用者数 |
|-------|------------|--------------|
| 令和5年度 | 約 247 千人 | 約 65 千人 |
| 令和4年度 | 約 132 千人 | 約 50 千人 |
| 令和3年度 | 約 116 千人 | 約 48 千人 |
| 令和2年度 | 約 64 千人 | 約 22 千人 |
| 令和元年度 | 約 196 千人 | 約 61 千人 |

- (6) 開館日：毎週火～日曜日 8:30～20:30（年末年始、毎週月曜日休館）
※月曜日が祝日の場合は、翌日火曜日が休館となる。

2 広告掲出の仕様

(1) 広告掲出箇所：メインアリーナ西側壁面



(2) 広告配置図（掲出枠数：10枠）



※一度に応募可能な広告掲出枠数に上限は設けない。

※床からの高さ：300cm

※隣の広告枠との距離：25cm

広告上部から手すりまでの距離：148cm（ランニングコース床面までの距離 21 cm）

(3) 広告の寸法：縦 2.3m × 横 3.5m



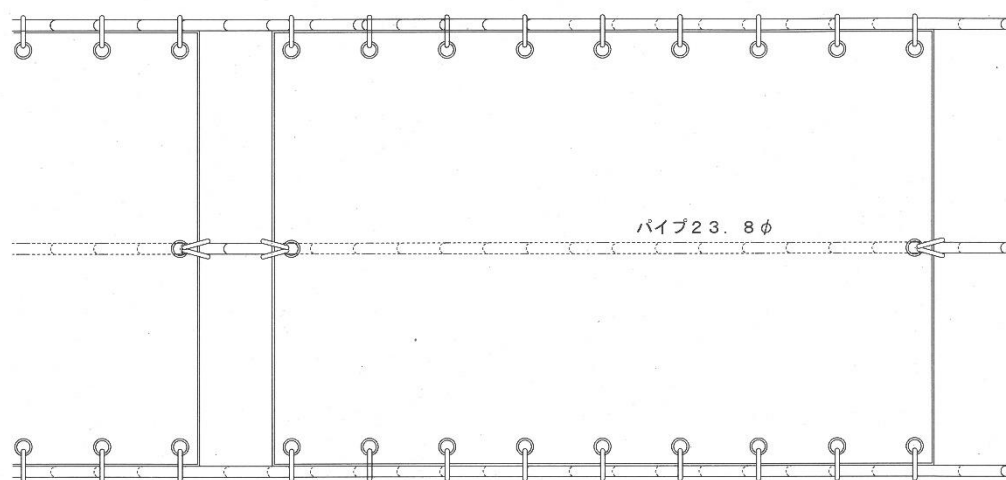
(4) 広告の材質および取付方法

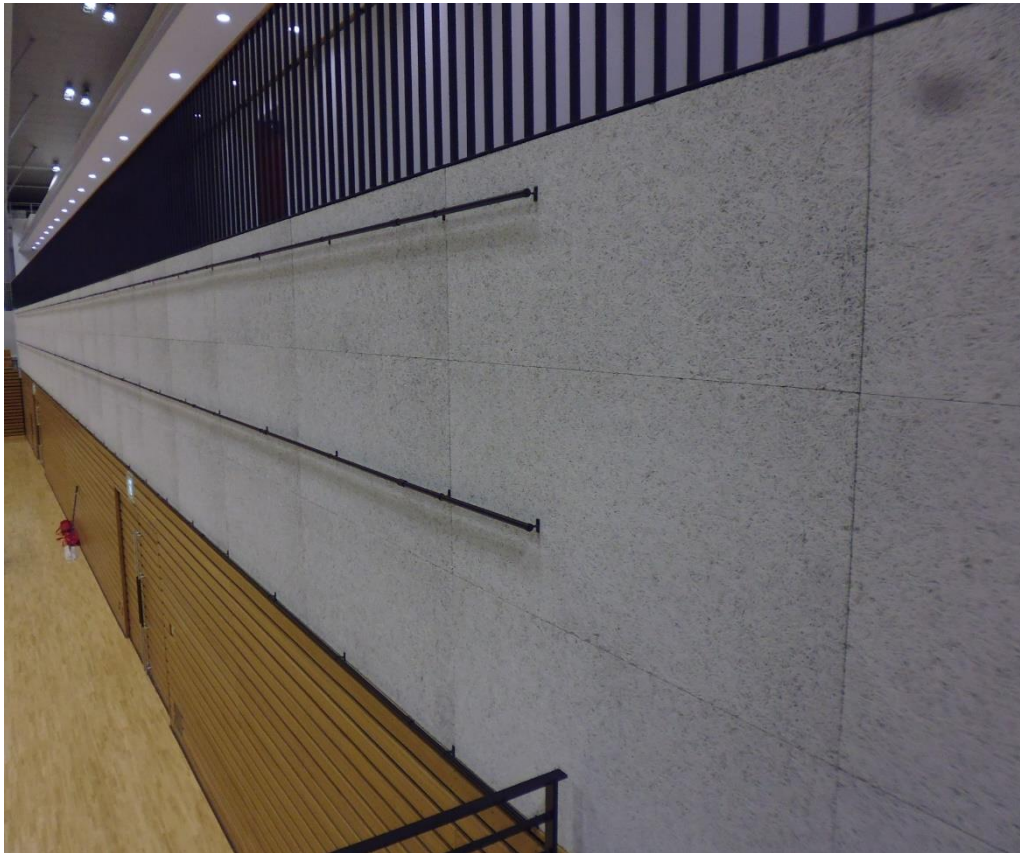
① 広告の材質

- ・ターポリンなどの幕 (600 g / m²以下) であること
- ・耐久性および防炎性 (消防法第 8 条の 3) を有する素材であること
- ・幕の端は袋状に縫い、芯を通し強度を保つこと
- ・上下に各 5 個以上、左右中央部に各 1 個取付穴を付けること。
- ・取付穴は破れないよう補強すること

② 取付方法

- ・広告幕の取付穴とパイプを紐や結束バンドで結ぶこと





- (5) 設置期間 契約終了まで常設する。
ただし、8 注意事項(6)に留意すること。
(大会等の開催時に広告を隠す場合がある。)
- (6) 設置条件 ・広告に「広告主の名称」および「連絡先電話番号」を明記すること。
・福井県県有施設広告掲出事業実施要綱を遵守すること。

3 広告の管理

広告主は自らの広告の管理を行うこと。

4 広告内容の変更

掲出した広告内容の変更を希望する場合には、事前に県と協議すること。変更による損害が発生した場合には、広告主が賠償しなければならない。

5 広告掲出料等

| 設置場所 | 金額 [年額・税込] (広告掲出料および条例に基づく使用料の合計) |
|-------------------------|--------------------------------------|
| A 枠(中央 4 枠) A-①～A-④ | 170,000円/枠 |
| B 枠(中央横 4 枠) B-①～B-④ | 160,000円/枠 |
| C 枠(両端 2 枠) C-①、C-② | 150,000円/枠 |

※契約に基づく広告掲出料および福井県都市公園条例に基づく使用料の合計金額
 ※広告掲出にあたっては、下記(1)と(2)の合計額を納入しなければならない

(1) 広告掲出料

| 掲出箇所 | 広告掲出料(年額・税込) |
|--------------|--------------|
| A 枠(中央 4 枠) | 156,400円/枠 |
| B 枠(中央横 4 枠) | 146,400円/枠 |
| C 枠(両端 2 枠) | 136,400円/枠 |

※年度の途中で契約した場合など、掲出期間が1年に満たないときは、月割計算(小数点以下切り捨て)によって算出する。

なお、1月未満の端数があるときは、1月として計算する。

(2) 条例で定める使用料

広告掲出にあたっては、福井県都市公園条例第4条第1項第6号に定める行為の制限に係る許可を受けたうえで、広告の表示面積(8㎡)に応じ、使用料を納入しなければならない。

| 掲出箇所 | 年額(税込) | 月額(税込) |
|-------------|--------------|-------------|
| A～C 枠(8㎡/枠) | 13,600円/枠 ※1 | 1,200円/枠 ※2 |

※1… $1,700 \text{ 円/㎡} \times 8 \text{ ㎡/枠 (縦 2.3m} \times \text{横 3.5m)} = 13,600 \text{ 円/枠}$

※2… $150 \text{ 円/㎡} \times 8 \text{ ㎡/枠 (縦 2.3m} \times \text{横 3.5m)} = 1,200 \text{ 円/枠}$

なお、1月未満の端数があるときは、1月として計算する。

6 広告掲出期間

広告の掲出期間は1年間とする。なお、掲出にあたっては、年度単位（4月1日から翌年3月31日までの1年間）を原則とし、年度途中から広告を掲出する場合は、契約締結日の月の翌月または翌々月の1日から翌3月31日までの期間とする。

ただし、契約期間終了後においても、引き続き広告掲出を希望する場合は、契約満了日の2か月前までに申し出をし、再度、許可申請および契約締結を行うことにより、次年度の契約を締結することができる。

7 広告の撤去

次年度の契約継続を希望しない広告主は、契約満了日までに、広告を撤去すること。

8 注意事項

- (1) 太陽光や照明が反射するものあるいは、蛍光または発光するものではないもの。体育館と調和したデザインとなるよう配慮するとともに、競技や大会等の運営に支障をきたすものではないこと。
- (2) 広告の作成、掲出、修繕および撤去は広告主が責任をもって行うこととし、これに要する経費は、広告主の負担とする。なお、経年劣化等に伴い、広告に変状が見受けられた際には、県から広告主に修繕等の依頼を行うことがある。
- (3) 広告の掲出、修繕および撤去は、事前に福井運動公園事務所と連絡を十分に取り、利用の妨げとならないように行うこと。
- (4) 広告掲出を終了する場合は、広告主の責任において原状回復すること。
- (5) 広告掲出の期間中、県から内容の修正等の指示を受けた場合には従うこと。
- (6) セーレン・ドリームアリーナの利用者が大会等に利用する場合で、当該利用者から広告の遮蔽の要請があった場合には、広告を遮蔽することがある。また、大会名等の看板が吊下げられることにより広告が隠れる場合がある。これらの場合にも広告掲出料および使用料の返還は行わないので留意すること。
- (7) ネーミングライツ導入に伴う愛称がメインアリーナ内に掲出される場合があるので留意すること。